

飯塚市ファミリー・サポート・センター事業業務委託プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

飯塚市ファミリー・サポート・センター事業業務委託

(2) 業務の目的

飯塚市ファミリー・サポート・センター事業は、地域において育児の援助を受けたい者(以下「おねがい会員」という。)と育児の援助を行いたい者(以下「まかせて会員」という。)が行う相互援助活動(以下「援助活動」という。)を支援することにより、子育てをする者の育児と仕事等を両立できる環境を整備するとともに、地域における市民相互の子育て支援を通じて、地域コミュニティの活性化に資することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙の本件仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

ただし、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までは業務の準備(引き継ぎ)期間とし、実際の業務開始日は令和7年4月1日からとする。

(5) 履行場所

飯塚市 地内

(6) 開業時間及び休日

① 開業時間

午前9時から午後5時まで

② 休日

土曜日及び日曜日

イ国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ8月13日から8月15までの日及び12月31日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(7) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

2 業務に関する費用(見積限度額)

(1) 業務委託料

[3年分計] 24,765,000円

[1年目] 8,255,000円

[2年目] 8,255,000円

[3年目] 8,255,000円

本事業における消費税及び地方消費税については、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条により非課税として取り扱う。

3 参加資格

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 仕様書に定める業務を確実に遂行できる能力を有し、適正な執行体制が整備されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (4) 飯塚市有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されているものにあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年飯塚市告示第28号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

4 スケジュール

内 容	日 時
募集要領等の公表	令和7年1月10日(金)
質問受付期限	令和7年1月24日(金)午後5時15分
質問回答期限	令和7年1月31日(金)
参加表明書の提出期限 参加表明書（様式1のみ提出）	令和7年2月10日(月)午後5時15分
企画提案書等の提出期限 参加表明書（様式1以外提出）	令和7年2月14日(金)午後5時15分
1次審査実施の有無連絡	令和7年2月17日(月)
1次審査（参加希望者5者以上の場合のみ）	令和7年2月18日(火)
1次審査結果通知（実施時のみ）	令和7年2月21日(金)
2次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年2月26日(水)
2次審査（プレゼンテーション審査）の結果通知及び公表	令和7年2月28日(金)
契約締結	令和7年3月中旬

※日時は変更する場合がある。

5 説明会

説明会は実施しない。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

① 受付期限

「4 スケジュール」のとおりとする。

② 提出方法

質問票(様式 7)により、「15 担当部署」に記載のメールアドレス宛てに送信し、その旨を「15 担当部署」に記載の電話番号に電話にて連絡のこと。電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 質問に対する回答

「4 スケジュール」に記載の日までに電子メールで回答し、後日市公式ホームページに掲載する。

ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。なお、質問の内容によっては、回答しない場合もある。

7 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和7年2月10日(月)午後5時15分まで(必着)

(2) 提出方法

持参又は書留郵便によること。なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。郵送の場合は、配達記録が残る方法で、提出期限までに到着するように送付すること。また、郵送事故等について飯塚市はその責めを負わない。

(3) 提出書類及び部数等

① 参加表明書(様式1) 1部

様式の取得

市公式ホームページよりダウンロードすること。

なお、窓口または郵送等での交付は行わない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年2月14日(金)午後5時15分まで(必着)

(2) 提出方法

持参又は書留郵便によること。なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。郵送の場合は、配達記録が残る方法で、提出期限までに到着するように送付すること。また、郵送事故等について飯塚市はその責めを負わない。

(3) 提出書類

① 企画提案書(様式2)

② 会社(団体)概要書(様式3)

③ 役員等名簿及び照会承諾書(様式4)

④ 業務実施体制(様式5)

- ⑤ 業務実績調書（様式 6）
 - ⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
提出日前 3 ヶ月以内発行のもの
 - ⑦ 直近決算の財務諸表
 - ⑧ 国税、県税及び市税の納税証明書。提出日前 3 ヶ月以内発行のもの
（滞納がないことを証明できるもの。写しでも可）
 - ⑨ 印鑑証明書（原本のみ）。提出日前 3 ヶ月以内発行のもの
 - ⑩ 委任状（任意様式）※支店・営業所等を代理人とする場合
※飯塚市有資格者名簿登載者は、③⑥⑦⑧⑨⑩の提出は不要
- (4) 様式の取得
市公式ホームページよりダウンロードすること。
なお、窓口または郵送等での交付は行わない。
- (5) 提出部数
各 9 部（原本 1 部、副本として、上記(3)①、②、④、⑤を 8 部）
原本にのみ参加希望者名(会社名)、代表者名を記載し、代表者印の押印をすること。
副本には参加希望者名等(ロゴ等、参加希望者が特定される物を含む)の記載は一切行わないこと。
- (6) プロポーザル参加の辞退
参加表明書を提出した後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和 7 年 2 月 14 日(金)午後 5 時 15 分までに辞退届（様式 8）により行うものとする。提出方法は、本実施要領 7(2)の参加表明書の提出方法と同様とする。
- (7) 提出先・問合せ先
「15 担当部署」参照

9 企画提案書(様式 2)作成上の留意事項

- (1) 仕様書の業務内容を反映した提案を行うこと。
- (2) 片面 16 頁（両面 8 頁）以内、10 ポイント以上、A4 サイズ、長辺綴じとする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 版を折り込んで作成しても差し支えない。
- (3) 表紙・目次・本編で構成し、わかりやすく平易な表現を用いること。
- (4) 「11 審査基準及び配点」の審査項目を参照のうえ作成すること。

10 審査方法

提案書類等の審査は、飯塚市ファミリー・サポート・センター事業業務委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

- (1) 1 次審査
 - ① 参加希望者が 5 者以上となった場合は 1 次審査を実施し、審査の結果をもとに、4 者程度を選定する。審査項目については「11 審査基準及び配点」の評価内容 1～3 の項目とする。
 - ② 審査結果は、「4 スケジュール」の日時までに 1 次審査通過者のみに電話にて連絡のう

え、後日参加希望者全員に書面により結果を通知する。

なお、参加希望者は1次審査の実施について一切の異議申し立てはできない。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

- ① 実施日は、「4 スケジュール」のとおりとする。（実施場所及び時間等の詳細は、電話及びメールにて連絡する。）
- ② プレゼンテーションは、「11 審査基準及び配点」の評価内容4～11の項目により審査を行う。
- ③ プレゼンテーションの時間は1者につき20分以内とし、15分程度の質疑応答時間を設ける。（参加希望者名は伏せて行う。）
- ④ 参加人数は3名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は参加希望者が準備することとし、事前にその旨を伝えること。

なお、スクリーン、プロジェクターについては飯塚市が準備する。

- ⑥ プレゼンテーション時に追加資料の提出は認めない。

(3) 2次審査（プレゼンテーション審査）手順

「11 審査基準及び配点」に基づき採点し、1次審査及び2次審査の総得点が最も高い者を受託候補者として決定する。

ただし、最高得点の参加希望者の合計点が満点の6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募する。

なお、最高得点同数が2者以上ある場合は、以下のとおりとする。

- ① 2次審査のみの得点が最も高い者を受託候補者とする。
- ② ①により得点同数がある場合は、当該得点同数者によるくじにて受託候補者を決定する。

(4) 2次審査（プレゼンテーション審査）結果の通知

審査の結果については、2次審査の参加希望者に書面で通知を行う。

なお、参加希望者は2次審査（プレゼンテーション審査）の実施について一切の異議申し立てはできない。

(5) 結果の公表

審査の結果については、審査終了後、以下の内容について市公式ホームページにて公表する。

- ① 受託候補者の名称、所在地、総得点
- ② 受託候補者以外の総得点（「A社、B社」等として公表）

11 審査基準及び配点

	評価内容		配点
1次審査	1 業務実施体制	当該事業の実施にあたり必要な体制、人員、連絡体制等が確保されているか。	5
	2 業務実績	当該事業に類似する事業の実績があるか。	5

査 項 目	3 業務工程	当該事業の実施にあたってのスケジュールが整理されており、 具体性・実現性が高いものであるか。	10
	2 次 審 査 項 目	4 業務の趣旨 の理解	当該事業の実施にあたり業務の趣旨を理解しているか。
	5 広報の方法	広くかつわかりやすく市民に当該事業を周知するための広報の 方法となっているか。	10
	6 会員増の ための工夫	会員の募集、受付、登録において、会員を増やすための創意工 夫がされているか。	10
	7 研修	会員が参加しやすい研修となっているか。 (日程、時間、場所、定員)	5
		会員が理解しやすく、また、実際の援助活動に活かせる研修に なっているか。	5
	8 会員の利便 性	援助活動の受付及び調整、把握等において、会員の利便性が考 慮され、工夫がされているか。	15
	9 個人情報保 護等の対策	個人情報の重要性を認識し、漏洩・紛失等を防止するための対 策がされているか。	5
	10 独創的な新 しい提案	仕様書に記載の業務内容以外にさらなる事業効果が期待できる ような独自の提案があり、実現可能、かつ効果的なものとなっ ているか。	15
	11 価格評価	提案された内容が適切に積算された見積金額となっているか。	5
	合計		100

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たさなくなった場合
- (2) 要領に定められた提出方法、提出期限などに適合していない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- (4) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (5) 見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- (6) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止要綱（平成 19 年告示第 28 号）の規定に該当する行為が認められた場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為が認められた場合
- (8) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

13 契約の手続き

- (1) 契約締結に向け、飯塚市と受託候補者との間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、仕様書等の内容の一部を修正する場合がある。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、業務受託候補者からの変更は原則認めない（ただし、飯塚市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものは除く）。
- (2) 協議が整った場合は、受託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約を締結するものとする。
- (3) 受託候補者が契約を辞退したとき、または参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次席者と契約の手続きを進めるものとする。
- (4) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び飯塚市契約規則などの関係規程の定めに従い処理するものとする。

14 その他留意事項

- (1) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出後は、記載された内容の変更及び追加書類の提出は認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は最適任者を特定する以外には提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) 提出された企画提案書等については、飯塚市情報公開条例第8条第1項第2号によるものを除き、原則公開とする。
- (5) 審査に関する経緯・内容・結果に関する問い合わせは一切回答しない。また、異議申し立てはできないものとする。
- (6) プロポーザルの参加、資料の作成、提出等に要する費用は参加者の負担とする。
- (7) 審査委員会の会議は非公開とする。

15 担当部署

飯塚市こども未来部こども家庭課（担当 井上）
〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号
E-mail kodomokatei@city.iizuka.lg.jp
電話番号 0948-96-8218（直通）
FAX 番号 0948-21-9508